

青藍会 会則

青藍会設立 : 昭和48年3月20日

青藍会会則制定 : 昭和50年6月26日

改訂 : 平成8年4月29日

改訂 : 平成14年4月29日

改訂 : 平成20年4月26日

改訂 : 平成23年4月23日

改訂 : 平成24年4月21日

改訂 : 平成27年4月11日

改訂 : 平成28年4月23日

改訂 : 平成29年4月22日

改定 : 平成30年4月28日

改定 : 令和4年(2022年)5月14日

改定 : 令和6年(2024年)4月27日

改定 : 令和7年(2025年)4月26日

本会は恩師であり、名誉顧問の栗山仙之助先生を顕彰し、先生が提案された「青藍会会員たる本分に徹し、共に人格の向上をはかり、お互いの幸福の増進に寄与せんことを期する」という趣旨の下、以下の会則に従って運営される。

第1章 総則

第1条 [名称] 本会は青藍会と称する。

第2条 [所在地] 本会の事務局は大阪市旭区大宮五の十六の一
大阪工業大学 藤田准教授室に置く。

第3条 [目的] 本会の目的は次の事業を行う。

1. 総会の開催
2. 青藍会新聞などの刊行物の発行, 会員名簿の維持管理
3. 実践研究会, 見学会の開催
4. 大阪, 東京, 名古屋, 西日本の各支部懇談会の開催
5. その他本会の目的達成に必要な事業

第2章 会員

第4条 [構成員] 役員の推薦を受けて総会で許可された者を会員とする。
会員の中に名誉会員、顧問を別に定め、顕著な功績のあった会員、あるいは青藍会役員が推薦する人物を役員会にて本人の了解の下に推戴することができる。

第3章 役員

第5条 [役員] 本会の役員は以下のとおりとする。

1. 代表幹事 1名

2. 本部幹事 若干名

3. 幹事 25名以内

第6条 [役員を選出] 役員を選出は総会にて行う。

第7条 [役員の任期] 役員任期は2年とし、留任を妨げない。
役員に欠員ができた場合は、役員会が会員の中から選出する。

第4章 幹事

第8条 [幹事] 幹事は青藍会活動を遂行するために必要な事業を分担して担当する責任者とし、最少人数を事業数とする。

第9条 [幹事の任期] 幹事任期は2年とし、留任を妨げない。
幹事に欠員ができた場合は、役員会が会員の中から選出する。

第5章 会議

第10条 [会議] 会議とは、総会・役員会・運営会議のことを指し、適時に代表幹事が招集する。

第11条 [総会の運営] 総会は毎年1回開催し、本会運営に必要な事項について役員会で決定した事項を報告する。
代表幹事が必要と認めた時は臨時総会を開催することができる。

第12条 [総会議事の承認] 総会議事は役員会から提出され、総会参加者に報告する。

第13条 [役員会] 役員会は本会の最高決定機関であり、役員をもって構成し、予算・決算・事業計画・その他の重要事項を決議する。

第14条 [役員会での議決] 役員会での議決は、出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは当日の議事進行役が決める。

第15条 [運営会議] 運営会議は、代表幹事・本部幹事・監査幹事をもって構成し、会務の執行について重要な事項について討議する。

第6章 会計

第16条 [会計] 会計は監査幹事の監査を受けた後、役員会にて審議されたものを総会にて報告する。

第7章 会則改正と解散・残余財産の処分

第17条 [会則改定] この会則は役員会参加者の過半数の同意をもって改正される。

第18条 [解散] 本会の解散は、運営会議、役員会の議を経て、役員3/4以上の同意と総会出席者の3/4の同意を得なければならない。

第19条 [残余財産の処分] 本会の解散に伴う残余財産の処分については、運営会議、役員会の議を経て、役員3/4以上の同意と総会出席者の3/4の同意を得なければならない。

第20条 [設立年月日] 本会の設立年月日は昭和48年3月20日とする。

附則 本会則は、令和7年4月26日から適用する。